

## 外貨普通預金規定

### 1. 【取扱店の範囲とSTATEMENT（受払照合表等）の発行】

- (1) この預金の預入れまたは払戻しは当店に限り取扱います。
- (2) この預金の取扱明細は、当金庫が作成するSTATEMENT（受払照合表等）に記載して交付します。

### 2. 【預入単位】

この預金の預入額は、当該外貨1通貨単位以上の金額とします。

### 3. 【口座への受入れ】

- (1)この預金に受入れできるものは次のとおりとします。（ただし、通貨によっては受入れられないものもあります。）
  - a. 現金
  - b. 当店を支払場所とする手形、小切手、配当金領収証等（以下「証券類」という）のうち当店で決済を確認したもの
  - c. 為替による振込金
- (2)当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後受入れます。この場合、特に費用を要するときは、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3)手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (4)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (5)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

### 4. 【預金の払戻し】

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、この通帳とともに提出してください。

### 5. 【外貨通貨現金による払戻し】

この預金の外貨現金による払戻し請求があった場合でも、当金庫の都合により、当金庫所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

### 6. 【利息】

この預金の利息は毎年2回、一定の期日に当金庫所定の利率、付利単位および計算方法により算出のうえ、この預金に組み入れます。

### 7. 【手数料】

この預金口座と同一の幣種にて受入れる、また支払う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

### 8. 【届出事項の変更等】

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

### 9. 【印鑑照合等】

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相

当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

#### 10. 【盗難通帳による払戻し等】

(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

なお、本条は個人の預金者のみの取扱いとさせていただきます。

① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。

② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。

③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻し請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度に

において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1 1. 【譲渡、質入れ等の禁止】

この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

1 2. 【解約等】

この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

1 3. 【適用法令】

この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。

1 4. 【規定の適用】

この規定に定めのない事項については「預金・積金共通規定」により取扱います。

以上

2020年4月1日現在